

岡垣町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する。

令和7年 2月 5日

岡垣町監査委員 久保田 浩一

岡垣町監査委員 谷口 貴之

記

- 1 監査の種類 行政監査

- 2 監査の概要
 - (1) 監査の期間 令和6年12月24日から26日(3日間)
 - (2) 対象事項 ①全庁的な内部統制を構築するための検討状況
②適正な予算配当のため、予算作成時に対象団体と協議がなされているか
 - (3) 対象課等 ①企画政策室
②長寿あんしん課、デジタル推進課、おかがきPR課、教育総務課、生涯学習課、地域づくり課
 - (4) 着眼点 監査結果に基づく取組みが継続して行われているか

- 3 監査の結果
これまでの行政監査等において意見とした事項について、監査結果のフォローアップとして、取組み状況を確認した。

提出された書類やヒアリングに基づき監査した結果は、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

指摘事項なし

(2) 監査意見

① 全庁的な内部統制を構築するための検討状況

令和4年12月6日岡垣町監査委員告示5号において、全庁的な内部統制体制を構築する部署を定めるよう意見を出していたが、今回の監査で、企画政策室が内部統制を推進する主管課であると報告を受けた。

政令指定都市を除く市町村は、地方自治法による内部統制制度の導入が義務付けられていないが、「岡垣町の内部統制に関する手引き」を作成し、内部統制の取組みの方向性を整備し、岡垣町に合った内部統制が新たに構築されている。また実際に起こった事務処理ミスの事例を全庁的に調査し「事務処理ミスの具体的な事例一覧」としてまとめられ、事例を共有することにより、それぞれの業務、職場に潜むリスクを認識し、実情に応じた対応ができるよう運用していることが確認できた。

この岡垣町が実施している内部統制の取組みは、実際に起こったミスを把握し、要因や対応の検証を行い、事務処理ミスを防止することで、組織目的が滞りなく達成できるよう効果的な取組みを推進しているものであると評価できる。

この取組みを形骸化させることなく継続し、更なる事務の適正な執行の確保に努められたい。

② 適正な予算配当のため、予算作成時に対象団体と協議がなされているか

今回の監査で、予算作成時に対象団体と協議をしている部署のほか、日々の業務で対象団体と協議し事務事業を調整している部署もあり、適正な予算計上のため協議が行われていることを確認した。

今後も補助対象団体と綿密な協議のうえ適正な予算額を検証し、適切な補助金額となるよう努められたい。

なお、過去に指摘や意見を出している岡垣国際交流協会補助金については、現状についての確認も行ったところ、補助金の交付にあたっては、団体と協議のうえ補助対象経費を見込むとともに、岡垣国際交流協会補助金交付要綱に基づき2回に分けて支払いし、実績報告にあたっては、補助対象経費を精査したうえで精算をしていることを確認した。